

# 城西大学父母後援会共済事業規約

城西大学父母後援会

# 目 次

	ページ
第1条 (目 的) . . . . .	1
第2条 (共済事業の対象者) . . . . .	1
第3条 (共 済 費) . . . . .	1
第4条 (学生保険及び生命保険の加入) . . . . .	1
第5条 (学生保険の保険料等) . . . . .	2
第6条 (学生保険の保険金) . . . . .	3
第7条 (生命保険の保険料等) . . . . .	3
第8条 (生命保険の保険金) . . . . .	4
第9条 (会員及び学生の見舞金制度) . . . . .	4
第10条 (弔慰金の申請と支出) . . . . .	4
第11条 (保険金及び傷害見舞金の申請と支出) . . . . .	4
第12条 (災害見舞金の申請と支出) . . . . .	5
第13条 (会員の死亡による授業料等の補助) . . . . .	5
第14条 (授業料等補助の更新) . . . . .	5
第15条 (卒業時の報告) . . . . .	6
第16条 (授業料補助等を受けている留年及び休学の取扱い) . . . . .	6
第17条 (共済基金) . . . . .	6
第18条 (会計年度) . . . . .	6
第19条 (その他) . . . . .	6

# 父母後援会共済事業規約

## (目 的)

第1条 城西大学父母後援会（以下「父母後援会」という）は、学生の父母または学費負担者の相互扶助の精神に則り、城西大学父母後援会共済事業（以下「共済事業」という。）を行うものとする。

## (共済事業の対象者)

第2条 共済事業の対象者は、父母後援会に様式第1号を提出した学生(以下「学生」という)と、その学費負担者（以下「会員」という）とする。

## (共 済 費)

第3条 共済費は、学生（休学者を含む。）1人あたり年額9,000円とし、会員が負担する。

2 共済費は、大学が定めた期日までに納入する。

共済費（年額）が未納の場合は対象者から除外する。

3 共済事業運営上やむを得ない場合は、共済費を変更することができる。ただし、変更する場合は、大学側の意見を聴くとともに父母後援会の幹部会及び役員会の議を経て、直近の総会で承認を得ることとする。

## (学生保険及び生命保険の加入)

第4条 会員は、父母後援会が加入している保険会社「以下（保険会社）という」の「学生教育研究災害傷害保険」(学研災付帯賠償責任保険含む)（以下「学生保険」という）及び「生命保険」に学生を加入させる。このことにより、学内外において学生生活が保障され、会員は保険会社の保険約款（特約条項含む）に基づき、保険金の給付を受けることができる。

## (学生保険の保険料等)

第5条 学生保険の保険料は、保険会社の保険約款に基づき別表1のとおりとする。改定する場合、父母後援会事務局は幹部会及び役員会に報告するものとする。

2 保険の有効期間は本学在学中までとする。

別表 1

学部等		保険期間	保険料	通学特約	感染特約	賠償責任 (学研賠)
経済学部		4年間	2,300円	1,000円	70円	1,360円
総合政策学部		4年間	2,300円	1,000円	70円	1,360円
経営学部		4年間	2,300円	1,000円	70円	1,360円
理学部		4年間	2,300円	1,000円	70円	1,360円
薬学部(薬科学・医療栄養)		4年間	2,300円	1,000円	70円	1,360円
薬学部(薬学)		6年間	3,300円	1,400円	100円	2,040円
大学院生	経済学研究科	2年間	1,200円	550円	40円	680円
	経営学研究科	2年間	1,200円	550円	40円	680円
	経営学研究科(修士課程)	2年間	1,200円	550円	40円	680円
	経営学研究科(博士後期)	3年間	1,800円	800円	50円	1,020円
	理学研究科	2年間	1,200円	550円	40円	680円
	薬学研究科(博士課程)	4年間	2,300円	1,000円	70円	1,360円
	薬学研究科(博士後期)	3年間	1,800円	800円	50円	1,020円
	薬学研究科(博士前期)	2年間	1,200円	550円	40円	680円
別科		1年間	650円	350円	20円	340円

(学生保険の保険金)

第6条 学生保険の保険金は別表2のとおりとする。

別表2

①正課中・学校行事中の死亡	2,000万円
〃 傷害(治療日数1日目から)	3,000円～30万円
後遺障害金	120万円～3,000万円
入院給付金(1日目から180日を限度)	1日につき4,000円
②学校施設内(課外活動を除く)・通学中の死亡	1,000万円
〃 傷害(治療日数4日目から)	6,000円～30万円
③学校施設内外での課外活動中の死亡	1,000万円
〃 傷害(治療日数14日目から)	30,000円～30万円
②③についての	
後遺障害金	60万円～1,500万円
入院給付金(1日目から180日を限度)	1日につき4,000円
但し、後遺障害金は保険約款による所定の障害の程度に応じて保険金が給付される。	
④正課・学校行事または課外活動として位置付けられたインターンシップ・介護体験活動・教育実習・ボランティア活動・薬学教育実務実習およびその往復、または正課中・学校行事中・課外活動中およびその往復中で、他人にケガをさせたり他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償する(対人対物合わせて1事故につき1億円限度)	

(生命保険の保険料等)

第7条 生命保険の保険料は、保険会社の保険約款に基づく料額とする。改定する場合  
父母後援会事務局は幹部会及び役員会に報告するものとする。

2 保険の有効期間は本学在学中までとする。

(生命保険の保険金)

第 8 条 生命保険の保険金は別表 3 のとおりとする。

別表 3

① 病気による死亡, 高度障害	150 万円
② 不慮の事故による死亡, 高度障害	150 万円
③ 障害給付金	15 万円～ 105 万円
④ 入院給付金	2, 250 円
不慮の事故による入院 5 日以上 120 日を限度 1 日	

但し, 高度障害保険金は, 普通保険約款による所定の高度障害状態に該当した場合に支払われます。また, 障害給付金は, 災害総合保障特約条項による所定の身体障害の程度に応じて給付金が支払われます。

(会員及び学生の見舞金制度)

第 9 条 父母後援会は, 学生が傷害事故に遭った場合は傷害見舞金を支給する。ただし, 学生の故意または重大な過失による障害や, 慢性的な障害, 使い過ぎに起因する障害は除く。詳細は保険会社の約款に準ずる。

2 会員及び学生が不慮の災害に遭遇した場合は災害見舞金を支給する。

(弔慰金の申請と支出)

第 10 条 会員若しくは学生が死亡し, 弔慰金の給付を希望する場合は, 様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。届出人は会員とする。ただし, 会員が死亡した場合の届出人は新たな学費負担者とする。

2 第 1 項の申請があった場合は, 速やかに様式第 6 号により通知する。弔慰金は 10 万円とする。

3 弔慰金の受取人は届出人とする。

(保険金及び傷害見舞金の申請と支出)

第 11 条 学生が学生保険, 生命保険, 傷害見舞金の給付を希望する場合は, 様式第 5 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。届出人は会員とする。

2 第 1 項の申請があった場合は, 速やかに様式第 6 号により通知する。傷害見舞金は治療費から学生保険及び生命保険により支払われる部分を除き, 10 万円を上限として給付する。治療費には, かかった費用のうち健康保険適用外の部分, 薬剤は含まない。

3 保険金および傷害見舞金の受取人は会員とする。

(災害見舞金の申請と支出)

第12条 会員が不慮の災害を被り災害見舞金の給付を希望する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。届出人は会員とする。

2 第1項の申請があった場合は、速やかに様式第6号により通知する。災害見舞金は別表4のとおりとする。

別表4

種別 金額	火災	災害
5万円	家屋一部焼失	床上浸水及び家屋一部損壊
10〃	家屋半焼	家屋半壊
15〃	〃全焼	〃全壊

3 学生が居住する建物が火災で焼失し災害見舞金の給付を希望する場合は、様式第5号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。届出人は会員とする。

4 第3項の申請があった場合は、速やかに様式第6号により通知する。災害見舞金は10万円を上限とする。

5 災害見舞金の受取人は会員とする。

(会員の死亡による授業料等の補助)

第13条 父母後援会は、会員が不幸にして死亡したときは、授業料及び施設設備費(以下「授業料等」という)の補助を行うものとする。

2 第1項に基づき授業料等の補助を希望する場合は、様式第2号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。届出人は新たな学費負担者とする。

3 第2項の申請があった場合は、速やかに幹部会で審査し、申請した本人に審査の内容を様式第4号で通知する。

4 授業料等補助の支給開始は原則として、様式第2号を父母後援会が受理した日により決定する。

(1) 4月1日から9月30日までの間に受理した場合は、当該年度の秋学期分から授業料等の補助の開始となる。

(2) 10月1日から翌年3月31日までの間に受理した場合は、翌年度の春学期分から授業料等の補助の開始となる。

5 授業料等の補助の支給期間は、学生の通常の修了年限とする。

(授業料等補助の更新)

第14条 授業料等の補助を受けている者は、毎年12月末日までに様式第3-2号に必要事項を記入し更新の申請をする。申請のない者に対しては授業料等の補助を停止する。

(卒業時の報告)

第 15 条 授業料等の補助を受けている者は、卒業時に様式第 7 号に必要事項を記入し父母後援会に提出する。未報告の場合は、父母後援会事務局より報告の催促をする。

(授業料等補助を受けている学生の留年及び休学の取扱い)

第 16 条 学生が病気、負傷等によりやむを得ず留年及び休学した場合は、次年度の授業料等の補助について、事前に様式第 3-1 号に必要事項を記入し理由届を添付して申請することができる。

(共済基金)

第 17 条 共済事業に係る予期せぬ事態に対応するため、基金を設ける。

(会計年度)

第 18 条 共済事業の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は城西大学父母後援会役員会及び幹部会の運営に関する細則第 6 条第 2 項の共済委員会で協議し、細則第 7 条の幹部会に諮り、役員会の承認を得ることとする。

2 本共済事業の経費は共済費をもってこれにあてる。ただし、本共済事業及び父母後援会事業の運営にともなう収支決算に過不足が生じた場合には、相互に運用できるものとする。

## 付 則

- ①本共済事業規約は昭和52年4月1日より実施する。
- ②本共済事業規約は昭和52年9月17日一部改正，昭和53年4月1日より実施する。
- ③本共済事業規約は昭和53年4月8日一部改正，昭和54年4月1日より実施する。
- ④本共済事業規約は昭和54年7月21日一部改正，昭和55年4月1日より実施する。
- ⑤本共済事業規約は昭和56年7月18日一部改正，昭和56年7月18日より実施する。
- ⑥本共済事業規約は昭和58年4月8日一部改正，昭和58年4月8日より実施する。
- ⑦本共済事業規約は昭和59年4月7日一部改正，昭和59年4月1日より実施する。
- ⑧本共済事業規約は昭和61年4月8日一部改正，昭和61年4月1日より実施する。
- ⑨本共済事業規約は昭和62年4月8日一部改正，昭和62年4月1日より実施する。
- ⑩本共済事業規約は平成2年4月8日一部改正，平成2年4月1日より実施する。
- ⑪本共済事業規約は平成3年4月8日一部改正，平成3年4月1日より実施する。
- ⑫本共済事業規約は平成4年4月8日一部改正，平成4年4月1日より実施する。
- ⑬本共済事業規約は平成5年4月8日一部改正，平成5年4月1日より実施する。
- ⑭本共済事業規約は平成6年4月8日一部改正，平成6年4月1日より実施する。
- ⑮本共済事業規約は平成7年4月8日全部改正，平成7年4月1日より実施する。
- ⑯本共済事業規約は平成8年4月8日一部改正，平成8年4月1日より実施する。
- ⑰本共済事業規約は平成10年4月3日一部改正，平成10年4月1日より実施する。
- ⑱本共済事業規約は平成14年4月3日一部改正，平成14年4月1日より実施する。
- ⑲本共済事業規約は平成15年4月5日一部改正，平成15年4月1日より実施する。
- ⑳本共済事業規約は平成16年4月5日一部改正，平成16年4月1日より実施する。
- ㉑本共済事業規約は平成17年4月4日一部改正，平成17年4月1日より実施する。
- ㉒本共済事業規約は平成18年4月4日一部改正，平成18年4月1日より実施する。
- ㉓本共済事業規約は平成21年4月4日一部改正，平成21年4月1日より実施する。
- ㉔本共済事業規約は平成23年4月4日一部改正，平成23年4月1日より実施する。
- ㉕本共済事業規約は平成24年4月5日一部改正，平成24年4月1日より実施する。
- ㉖本共済事業規約は平成25年3月16日改正，平成25年4月1日より実施する。
- ㉗本共済事業規約は令和7年3月8日一部改正，令和7年4月1日より実施する。
- ㉘本共済事業規約は令和8年3月14日一部改正，令和8年4月1日より実施する。

様式第 1 号

受験番号	学籍番号(大学側記入欄)
------	--------------

**父母後援会用** 城西大学父母後援会会長 殿 登録書  
(兼)

**保険会社用** FWD 生命保険株式会社 御中 加入届

父母後援会（保険制度含む）へ加入いたします。

父母後援会共済事業規約第 2 条に基づき、下記学生の**学費負担者**として登録書及び加入届を提出します。

		記入日	西暦	年	月	日
会 員	住 所	〒 TEL ( )				
	フリガナ				学生から見た続柄	
	氏 名				⑩	
大 学	学 部		学 科			
大 学 院			研 究 科			
			専 攻			
別 科	専修課程					
フリガナ				生 年 月 日		
学 生 氏 名				年 月 日		

注 1 この登録書兼加入届が未提出の場合、共済費が納入されていても城西大学父母後援会共済事業の適用を受けることはできません。

注 2 必ず捺印し他の入学手続き書類と一緒に返送してください。

本登録書兼加入届は城西大学父母後援会加入及び共済事業以外の目的で使用することはありません。

城西大学父母後援会会長 殿

学部  
研究科

学科  
専攻  
学科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

届 出 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

今般、下記のとおり学費負担者が死亡いたしましたので、第13条第2項に基づき関係書類と共に本書類を提出いたします。

記

学 費 負 担 者 氏 名 \_\_\_\_\_

学 生 と の 続 柄 \_\_\_\_\_

死 亡 年 月 日                      年                      月                      日

死 亡 理 由

※関係書類 死亡診断書（コピー可）等

城西大学父母後援会会長 殿

学部  
研究科

学科  
専攻  
学科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

届 出 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

学生との続柄 \_\_\_\_\_

第16条（留年及び休学の取扱い）に基づき、本書類を提出します。

添付書類 理由届及び診断書

城西大学父母後援会会長 殿

学部  
研究科

学科  
専攻  
学科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

届 出 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

学生との続柄 \_\_\_\_\_

第14条（授業料等補助の更新）に基づき、本書類を提出します。

殿

城西大学父母後援会  
会長 ⑩

年 月 日に申請のあった件について、第13条第3項に基づき、下記を  
通知いたします。

記

学部	学科
研究科	専攻 学科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

補 助 開 始 年 期分

補 助 終 了 年 期分

補 助 金 額 定額（授業料及び施設設備費）

支 給 方 法 城西大学父母後援会より城西大学経理課納入

城西大学父母後援会会長 殿

学部  
研究科  
学科  
専攻  
学科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_

届 出 人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

第10条第1項・第11条第1項・第12条第1項・第12条第3項（該当するものに○）に基づき、関係書類と共に本書類を提出いたします。

記

種 別 見舞金・弔慰金 （該当する方に○）

添付書類

その他

関係書類 傷害見舞金の場合は、領収書・診療明細書  
(但し治療費が1万円以上の場合は領収書と共に診断書を必要とする)  
災害見舞金の場合は、市区町村長の発行する災害証明書  
弔慰金の場合は、死亡診断書（コピー可）

城父発第 号  
年 月 日

殿

城西大学父母後援会  
会長 ⑩

申請のあった件について、下記のとおり給付いたします。

記

種 別

金 額

城西大学父母後援会会長 殿

学部  
研究科

学科  
専攻  
学科

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

学 生 住 所 \_\_\_\_\_

城西大学父母後援会より、授業料等の補助を受けてきましたので、第15条に基づき、御礼文と共に本書類を提出し卒業時の報告をいたします。

様式第8号

領 収 書

年 月 日

城西大学父母後援会会長 殿

一金

但し

上記金額正に受取りました。

住 所  
氏 名

印